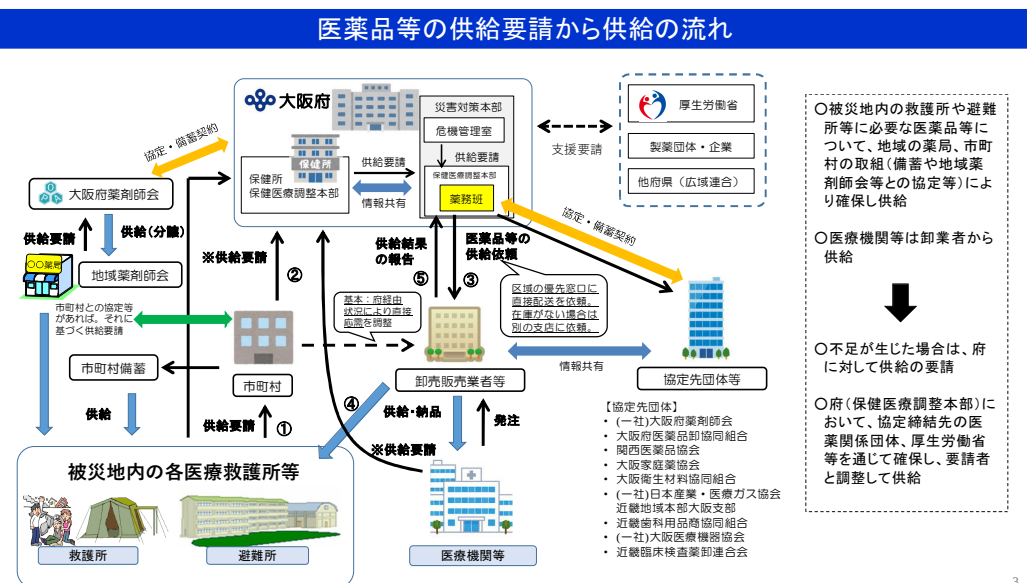


市町における災害時の医薬品等の確保体制の整備等について

令和7年1月9日(木)
令和6年度泉州薬事懇話会

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課



大阪府の災害対策

＜大阪府地域防災計画＞

医薬品等の確保供給関係について(一部抜粋)

災害予防対策 第1章 第4節 災害時医療体制の整備 第5 医薬品等の確保体制の整備

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。（中略）

- ## 1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。(後略)

災害応急対策 第3章 第2節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を行う。(中略)

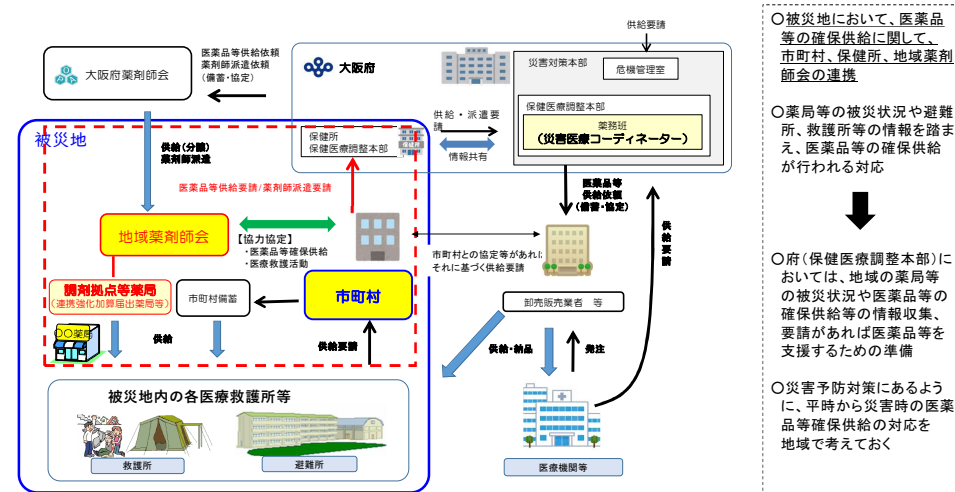
- 1 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

- 2 府

市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。(後略)

災害時における医薬品等の確保供給について



市町村における災害時の医薬品等の確保体制の整備状況

災害時の医薬品等の確保体制の整備状況に関するアンケート調査結果

調査期間	令和6年5月31日から令和6年6月21日まで
調査対象	大阪府内の43市町村
調査方法	市町村の危機管理担当部局(保健所設置市については災害用医薬品 備蓄担当部局)に対し大阪府行政オンラインシステムにより回答依頼
回答率	対象43市町村のうち全市町村から回答いただいた

本調査結果は7月25日実施の市町村担当者との「災害時の医薬品等の確保体制の整備状況に関するアンケート調査結果についてのWEB情報交換会」の資料を加工修正したものです。
情報交換会後に市町村から報告のあった情報等は反映していないことにご留意ください。

1 災害時の医薬品等確保体制の整備状況について

(質問1-1) 災害時の医薬品等確保について、該当するものを選択してください。※複数回答あり (n=43)

回答	回答数	割合
(1) ①自ら備蓄している	7	16%
(2) ②団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて)	17	40%
(3) ③団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている	5	12%
(4) ①自ら備蓄している ②団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて)	4	9%
(5) ①自ら備蓄している ③団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている	1	2%
(6) ②団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて) ③団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている	2	5%
(7) ④いずれも実施していない	7	16%

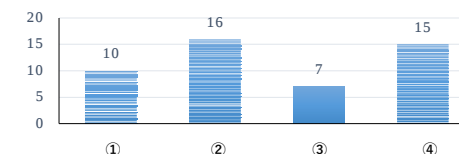
➡ ①自ら備蓄している 12自治体
②団体等と供給協定を締結している 23自治体
③団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託をしている 8自治体
④いずれも実施していない 7自治体

比較

(質問1-1) 災害時の医薬品等確保について、該当するものを選択してください。※複数回答あり (n=43)

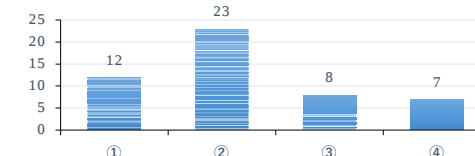
R3

回答	回答数	割合
① 自ら備蓄している	10	23%
② 団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて)	16	37%
③ 団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている	7	16%
④ いずれも実施していない	15	35%



R6

回答	回答数	割合
① 自ら備蓄している	12	28%
② 団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて)	23	53%
③ 団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている	8	19%
④ いずれも実施していない	7	16%



- ①自ら備蓄、②協定の締結、③備蓄契約を回答した自治体数は、前回調査より増加(①10→12、②16→23、③7→8)
④いずれも実施していないは半数以下に減少

「①直接、自ら備蓄している(同自治体が設置する病院内含む)」を選択 (n=12)

(質問1-2) 備蓄を開始した時期をご教示ください。

開始時期	回答数	累計
平成25年度以前	5	5
平成26年～30年度	4	9
令和元年度以降	1	10
不明	2	12

(質問1-3) 自ら備蓄している場所をご教示ください。

回答	回答数	割合
公立病院	4	33%
保健センター・保健所	2	17%
小中学校	2	17%
防災備蓄等倉庫	2	17%
休日診療所	1	8%
未回答	1	8%

(質問1-4) 自ら備蓄している医薬品等の種類、特徴について、ご教示ください。※複数回答あり(自治体数n=12)

	回答	回答数	割合
①	市販薬(OTC)	3	25%
②	外科処置用医薬品	3	25%
③	外科処置用衛生材料(ガーゼや被覆保護剤等)	3	25%
④	慢性疾患用医薬品	1	8%
⑤	その他医療用医薬品等	3	25%
⑥	未回答	1	8%

「①直接、自ら備蓄している(同自治体が設置する病院内含む)」を選択 (n=12)

(質問 1-5) 備蓄をしている医薬品等の量やその考え方についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・発災から3日分(72時間分)を確保
- ・府被害想定をもとに人口規模に合わせて算出
- ・1救護所当たりの傷病者に対応できる想定 of 備蓄
- ・休日夜間診療所、避難所で必要となる量

(質問 1-6) 備蓄に係る予算額とその考え方についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・使用頻度が多い薬剤を選定
- ・翌年度に使用期限を迎える品目を現年度に購入
- ・市が購入した医薬品の維持管理
- ・休日夜間診療所で年間必要となる医薬品量で算出

「②関係団体等と供給協定を締結している(無償の範囲内にて)」を選択 (n=23)

(質問 1-7) 協定の相手方をご教示ください※複数回答あり (質問 1-8) 協定の締結時期をご教示ください

回答	回答数	割合
地域薬剤師会	19	83%
地域医師会	7	30%
地域歯科医師会	5	26%
薬局、ドラッグストア関連会社・関係団体	3	13%
その他	2	9%
非公表	1	4%

(質問 1-9) 協定の内容に医薬品等の種類や特徴の言及があればご教示ください。

回答	回答数	割合
言及なし	23	100%

「③関係団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている」を選択 (n=8)

(質問 1-10) 契約の相手方をご教示ください。※複数回答あり

- ・地域薬剤師会
- ・医薬品卸団体
- ・病院
- ・事業者

(質問 1-11) 依頼(または契約)を行った時期をご教示ください。

開始時期	回答数	累計
平成25年度以前	4	4
平成26年～30年度	0	4
令和元年度以降	4	8

(質問 1-12) 備蓄をしている場所をご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・医薬品卸物流センター、事業者の保有倉庫
- ・市立病院、地域病院、急病診療センター
- ・地域薬剤師会の会員薬局
- ・市指定の薬局・市庁舎

「③関係団体等へ具体的な備蓄の依頼や委託(有償契約)をしている」を選択 (n=8)

(質問 1-13) 備蓄をしている医薬品等の種類、特徴についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・府備蓄と同様
- ・汎用性のあるもの
- ・入院患者用(中等症以上)と外来患者用
- ・応急処置用医薬品等
- ・包帯、絆創膏等、医薬部外品

(質問 1-14) 備蓄をしている医薬品等の量やその考え方についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・府被害想定をもとに人口規模に合わせて算出
- ・1拠点応急救護所の備蓄対応人数を想定
- ・入院患者用3日分、外来患者用7日分
- ・被災から3日間、外科的処置に必要な量

(質問 1-15) 備蓄に係る予算額とその考え方についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・備蓄医薬品等の廃棄損耗費
- ・薬剤購入費及び管理費
- ・備蓄薬品分譲依頼システム利用料

「④いずれも実施していない」を選択（n=7）

（質問 1－16）今後の対応の検討状況についてご教示ください。

回答	回答数	割合
検討中	3	43%
予定なし	4	57%

（質問 1－17）対応時期の予定について（n=3）

回答	回答数
未定	2
令和6年度中	1

（質問 1－18）予定がない理由について（n=4）

- ・自らの管理が困難、保管場所の確保が困難
- ・予算の確保が困難なため
- ・管理が困難
- ・服用する薬などの有効期限の管理も必要となり、期限後の廃棄も困難

13

「①締結済み」を選択（n=36）

（質問 2－2）締結を行った時期をご教示ください。

開始時期	回答数	累計
平成25年度以前	3	3
平成26～30年度	21	24
令和元年度以降	11	35
その他	1	36

「②検討中」を選択（n=6）

（質問 2－4）協定の締結を検討中の場合、対応時期の予定についてご教示ください。

回答	回答数	割合
令和6年度中	3	50%
その他	1	17%
未定	2	33%

（質問 2－3）具体的な運用についての議論はされていますか。

回答	回答数	割合
している	21	58%
していないが、予定あり	5	14%
していないが、予定なし	10	28%

「③予定なし」を選択（n=1）

（質問 2－5）予定なしの場合、予定がない理由についてご教示ください。

- ・現状では協定締結の必要性が他の災害対策と比して低い

15

2 災害時の薬剤師による支援体制の確保について

（質問 2－1）地域薬剤師会と医療救護活動に関する協定を締結していますか(有償、無償問いません)。(n=43)

回答	回答数	割合
①締結済み	36	84%
②検討中	6	14%
③予定なし	1	2%

R3

回答	回答数	割合
①締結済み	31	72%
②検討中	9	21%
③未締結	3	7%



R6

回答	回答数	割合
①締結済み	36	84%
②検討中	6	14%
③予定なし	1	2%

前回調査より、協定締結自治体数は増加（31→36）、未締結の自治体においてもほとんどの自治体が検討中と回答

14

3 医療救護マニュアルにおける記載について

（質問 3－1）発災時に医薬品等の確保供給に関する手順は定められていますか。(n=43)

回答	回答数	割合
① 定めている	19	44%
② 定めていないが、定める予定あり	12	28%
③ 定めていないが、定める予定なし	12	28%

R3

回答	回答数	割合
① 定めている	14	33%
② 定めていないが、定める予定あり	10	23%
③ 定めていないが、定める予定なし	19	44%

前回調査より、手順書を作成している自治体は増加（14→19）

R6

回答	回答数	割合
① 定めている	19	44%
② 定めていないが、定める予定あり	12	28%
③ 定めていないが、定める予定なし	12	28%

16

「①定めている」を選択 (n=19)

(質問3-2) マニュアル内に定めがある場合、発災時、自治体内で不足が生じた場合に府等への要請を行う方法について

回答	回答数	割合
言及あり	17	89%
言及なし	2	11%

「②定めていないが、予定あり」を選択(n=12)

(質問3-3) マニュアル内に定める予定がある場合、対応時期の予定についてご教示ください。

回答	回答数	累計
令和6年度中	4	33%
令和7年度中	3	25%
未定	5	42%

17

「③定めていないが、定める予定なし」を選択(n=12)

(質問3-4) マニュアル内に定める予定がない場合、予定がない理由についてご教示ください。(注: 主な回答を抜粋して整理)

- ・その他の防災業務を優先しているため。
- ・地域防災計画内で定められているため。
- ・医療救護マニュアルを作成していないため。
- ・人員配置をふまえて、他のマニュアル等の作成・更新作業を優先しているため。
- ・具体的にどのような手順を定めてよいか分からない。
- ・協定締結もしくは委託契約をしていないので手順が定められない。
- ・災害時の状況に応じて対応する。

質問4 その他、災害時の医薬品等確保体制について、独自の取組や訓練等を行っていただければご教示ください。

- ・薬剤師会をはじめとする市内関係団体と合同で訓練を実施。今後も災害時医療体制の整備に向け、医薬品等の確保・供給も含めた研修・訓練を関係団体と協働で定期的実施する予定
- ・薬局薬剤師が出務する救護所の班分けについて、薬剤師会から定期的に情報を受けている
- ・災害時に持参して欲しい医薬品の区分を薬剤師会に周知している。
- ・地域薬剤師会に市が備蓄している医薬品等の年1回の点検を業務委託している。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会及び市病院協会等が参加する医療・救護訓練の中で医薬品等確保の内容を含んでいる(机上訓練と実地訓練)

18

今後の取組み

平成23年度厚生労働省科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」において、災害時に薬剤師・薬局が行うべき活動や平時の災害への備え等について、「薬剤師のための災害対策マニュアル」として取りまとめられ、令和3～5年度の研究「薬剤師・薬局における災害時対応についての調査研究」班(研究代表者: 江川孝・福岡大学薬学部教授)において、改訂版が取りまとめられている。



(公益社団法人日本薬剤師会ホームページ)
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/manual.html>

19

今後の取組み

改訂版 薬剤師のための災害対策マニュアル 目次

第1章 病院・診療所の薬剤部門

1. 直ちにに取り組むべきこと
2. 災害発生時の対応(自らの医療機関が被災した場合)
3. 災害発生時の対応(被災地外の病院・診療所から救護活動に参加する場合)
4. 平時の準備・防災対策

※1.～4.は第2章～第6章まで概ね同様

第2章 薬局

第3章 地域薬剤師会(支部薬剤師会)

第4章 都道府県薬剤師会・都道府県病院薬剤師会

第5章 日本薬剤師会

第6章 日本病院薬剤師会

第7章 災害時の薬剤師の救護活動

1. 薬剤師の主な救護活動
2. **災害薬事コーディネーター**の活動
3. 災害時の感染制御
4. 災害時の救護活動に関する留意事項

第8章 災害支援薬剤師・災害薬事コーディネーターの標準的研修

1. 災害支援薬剤師の標準的研修
2. 災害薬事コーディネーターの標準的研修
3. アドバンス研修

資料編

<災害薬事コーディネーター>

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

<災害支援薬剤師>

被災地における薬剤師の主な活動は、
①災害医療救護活動(医療救護所や仮設調剤所での調剤・医薬品適正使用)
②被災者への支援(避難所での公衆衛生・メンタルケア)、
③医薬品の安定供給への貢献(医薬品集積所での医薬品管理)、
④その他に大別される。
これらの活動を行う薬剤師を災害支援薬剤師という。

20

今後の取組み

＜災害薬事コーディネーターの整備状況＞

- 国から示された第8次医療計画に基づく指針において、保健医療福祉調整本部のプレイヤーとして「災害薬事コーディネーター」が明記
- 府においては、迅速かつ的確に災害医療を提供するために、発災直後に医療機関・行政等の調整の役割を担う災害医療コーディネーターを選任。各医療分野における全体の災害医療活動を調整する「専門災害医療コーディネーター」として薬剤師を選任し、薬事分野での調整に対応できる体制を整備
- 発災時には、府保健医療調整本部(薬務班)に参集し、府薬剤師会や地域薬剤師会と連携し、薬局の被災状況等の把握、調剤を含む必要な医薬品等の確保供給などに助言・対応(大阪府薬剤師会より4名を選任)

＜今後の取組み＞

- 災害時の薬事対応において、保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う地域の「災害薬事コーディネーター」整備が課題。
市町村・保健所と地域薬剤師会の連携が強化され、災害時に迅速に対応できる体制の整備に向けて取り組む。

ご清聴ありがとうございました

災害時の薬事対応等につきまして、引き続きご協力よろしくお願いします。